

中泊町農業委員会会議録

令和5年8月10日

中泊町農業委員会

令和 5 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 8 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木） 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員（ 人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
			8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦

4. 欠席委員（ 人）

委 員	7番	神 良一		
委 員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議案】

議案第14号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について

議案第16号 中泊町農業委員会委員の辞任について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和5年中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、14番松田職務代理者、2番田中委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第12号

事務局
(小寺)

2ページをご覧ください。
報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和5年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、3件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第12号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第13号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第13号

事務局
(局長)

40ページをお開きください。
報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和5年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

7月の相続等の届出は7件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第13号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第14号

議長
(会長)

議案第14号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

43ページをご覧下さい。議案第14号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和5年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧下さい。令和5年8月4日付け中農政第142号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(小寺)

（所有件移転）

46ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は3件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの買入が3件となっています。

受付番号23番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地2筆、地目は田、面積は11,631㎡です。売買価格は465万円です。対価の支払い期限は令和5年8月30日を予定しております。

受付番号24番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字松虫地内他の農地2筆、地目は田、面積は9,604㎡です。売買価格は288万2千円です。対価の支払い期限は令和5年8月30日を予定しております。

受付番号25番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、福浦字若野浦地内の農地1筆、地目は田、面積は359㎡です。売買価格は11万円です。対価の支払い期限は令和5年8月30日を予定しております。

所有件移転については以上です。

事務局
(小寺)

（賃貸借権設定）

次に54ページをご覧下さい。

今月の利用権設定は、受付番号48番の1件で、設定する農地は田茂木字若宮の農地29筆、地目は田、面積は59,230㎡の使用貸借です。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は使用貸借のため設定なし。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

賃貸借権設定については以上です。

事務局
(小寺)

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に５９ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号２３－１２番から受付番号２３－１５番までの４件です。

受付番号機構２３－１２番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山の農地２筆、地目は田、面積は７８８㎡の使用貸借です。期間は１６年。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構２３－１３番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山の農地９筆、地目は田が６筆、畑が３筆、面積は６，０１０㎡の使用貸借です。期間は１６年。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構２３－１４番は新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石の農地１筆、地目は田、面積は１３，４９１㎡の賃貸借です。期間は１６年。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構２３－１５番は新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石の農地１筆、地目は畑、面積は４５５㎡の使用貸借です。期間は１６年。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第１４号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第１４号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第１５号

議長
(会長)

次に、議案第１５号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

69ページをご覧ください。議案第15号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので審議を求める。令和5年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和5年8月3日付け中農政第139号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積等促進計画作成の要請について依頼がありました。

今回の受け手の再配分は1件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第16号

議長
(会長)

次に、議案第16号「中泊町農業委員会委員の辞任について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

73ページをご覧ください。議案第16号「中泊町農業委員会委員の辞任について」農業委員会委員より中泊町長あて辞任届が提出されたことに伴い、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第13条第1項の規定により、農業委員会の同意を求める。令和5年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和5年7月24日付け中総第159号で、中泊町長から中泊町農業委員会あてに中泊町農業委員会委員J.R氏の辞任の同意について審議を求められました。

辞任届は、任命権者である中泊町長宛に提出され、文面は「一身上の都合により令和5年8月31日をもって中泊町農業委員会委員を辞任いたしたくお届けします。」となっております。

農業委員会委員の辞職につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞職することができる。」と規定されていることから審議を求めるものです。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、審議に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第16号中泊町農業委員会委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第16号中泊町農業委員会委員の辞任については、中泊町農業委員会として同意することに決定いたします。

議 長
(会長)
事 務 局
(小寺)

◎報告・協議事項

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和5年中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月10日

農 業 委 員 会
会 長

松坂 龍美

署 名 委 員

松田 耕司

署 名 委 員

田中 満